

週休2日工事に関するQ&A

（「現場閉所」の考え方）

Q 1 同一敷地内で複数の工事（それぞれ別契約の工事）が同時期に施工されている場合は、すべての工事の作業が休止していないと閉所扱いにはなりませんか？

A 1 「現場閉所日」は発注工事単位で判断をします。そのため、自社が受注した当該工事（同一敷地内の他者が受注した工事を除く）の現場において、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいい、建設機械の稼動および作業員の労働を終日休止している状態であれば、現場閉所日とみなします。

Q 2 閉所日には、会社（本社・営業所等）や他の現場も全て休む必要がありますか？

A 2 週休2日工事における「現場閉所」については契約単位で判断するため、会社や他の現場が稼働していても、当該現場について作業が休止されていれば閉所とします。

Q 3 当該現場の閉所日に、作業員や下請け企業が他の工事現場で働く事は認められますか？

A 3 作業員や下請け企業が、閉所日に他の現場に従事することについては制限しません。

Q 4 現場代理人や主任技術者等が会社等で内業をする事は認められますか？

A 4 閉所日に当該現場以外（会社等）で書類作成等の内業を行うことや、兼務が認められている他の現場に従事することについては制限しません。

Q 5 閉所扱いとなる「巡回パトロール、保守点検その他の現場管理上必要な作業のみを行う日」とは具体的にどのような作業をさしますか？

A 5 巡回パトロールや台風等の自然要因による現場事務所での待機、建設機械のメンテナンス等、現場管理上必要な作業で本体工事の進捗UPに資するものでない作業を指します。

Q 6 現場作業は無いが、現場代理人等が地元や警察との協議を行った日については閉所扱いとなりますか？

A 6 現場で作業を行っていない状態であれば基本的には閉所扱いとなりますが、必要性や内容により異なるため、監督職員と事前に協議願います。

Q 7 休日に現場見学会や社会貢献活動等を実施する場合には閉所扱いとなりますか？

A 7 現場見学会や社会貢献活動等の実施のみを行う場合については閉所扱いとなります。

Q 8 大雪のため作業員による現場の除雪作業のみを行い、本体工事を行っていない場合は閉所扱いとなりますか？

A 8 監督職員と協議の上「現場保全や安全管理上必要な作業」として判断されれば閉所扱いとします。

Q9 現場閉所日に交通誘導員を配置する必要がある場合、交通誘導員のみが現場で誘導している場合は閉所と認められますか？

A9 交通誘導員以外が作業を行っていないければ、閉所とみなします。

Q10 現場閉所の代替えの設定に制限はありますか？

A10 下記の期間を代替日とすることはできません。

- ・ 年末年始(12/29～1/3)
- ・ お盆休み(8/13～8/16のうち、夏季休暇として受注者が指定する3日間)

Q11 日付を跨ぐ現場夜間工事を行った場合の現場閉所の取扱いはどのようになりますか？

A11 夜間工事を開始した日付を現場作業日（閉所日ではない）とし、夜間工事を終了した日付を現場閉所日として取り扱います。ただし、現場閉所日として取り扱うのは、夜間工事の終了時点から24時間以上の現場閉所が出来ている場合に限りです。

（週休2日の対象期間）

Q12 工場製作期間（PC 上部工、鋼橋上部工、設備製作等）は対象期間に入りますか？

A12 工場製作期間は対象期間から除きますが、工場製作と現場作業が並行して行われる場合には、現場作業は対象期間となります。

Q13 対象期間から除く「市があらかじめ指定する期間」とは、具体的などのような期間を指しますか。

A13 関連工事、関係機関等との調整により、長期にわたって物理的に現場に入れない（現場作業ができない）期間を指します。例えば、農業用水路が止水するまでの期間等が該当します。

（閉所の確認と対応）

Q14 閉所の確認にあたっては、どのような証明が必要ですか？

A14 打ち合わせ日等を利用し、休日取得計画書及び実施書（様式第3号）等により受発注者で閉所日の確認を行います。

Q15 休日取得計画書及び実施書の現場閉所に虚偽の記載があった場合にペナルティー等はありませんか。

A15 松本市建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成9年3月10日訓令甲第1号）別表第2号に規定する「不正又は不誠実な行為」に該当するとみなす場合は、指名停止措置となる可能性があります。

（その他）

Q16 現場事務所を設置しない工事であっても、週休2日工事の対象工事となりますか？

A16 現場事務所の有無は関係ありません。

Q17 週休2日を達成するためにプレキャスト製品等を使用した場合は、設計変更（増額）の対象となりますか？

A17 休日を設けるための現場での工夫や調整等に対し単価の割増補正しているため、週休2日を達成するための工法変更や資材変更による増額については、設計変更の対象とはなりません。